

大田市告示第50号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、下記の者に大田市生活バスの使用料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

大田市長 楫野弘和

(温泉津線・井田線)

住 所 大田市温泉津町小浜イ137番地18
受託者 有限会社温泉津タクシー 代表取締役 石見ヤス子
業務を委託する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(湯里線)

住 所 大田市温泉津町温泉津口65番地
受託者 有限会社小川商店 代表取締役 小川知興
業務を委託する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(大森線)

住 所 大田市大森町ハ48番地1
受託者 レンタサイクル河村 代表 河村政二
業務を委託する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日